



事務連絡
平成25年10月22日

各都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部(局)
薬務主管課薬事監視担当係 御中

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課
薬事監視第一係

「医薬品の範囲に関する基準」の「食薬区分における成分本質
(原材料)リスト」の一部改正に関する意見募集について

医薬品の範囲に関する基準については、昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省薬務局長通知「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」において示しております。本通知では、「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」及び「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」において、成分本質(原材料)を例示しているところですが、当該リストは定期的に見直すこととしております。

今般、リストの一部改正についてのパブリックコメント(「医薬品の範囲に関する基準」の「食薬区分における成分本質(原材料)リスト」の一部改正に関する意見募集について)の募集をe-Govホームページ(URL:<http://www.e-gov.go.jp/>)において、開始いたしましたのでお知らせします。